

令和8年度尾鷲市子育て世帯訪問支援事業実施事業者募集要項

1. 業務の名称

尾鷲市子育て世帯訪問支援事業業務委託

2. 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 事業の概要

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、訪問支援員がこれらの居宅を訪問し、家事、育児等を支援する。

4. 業務の仕様

「尾鷲市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」参照

5. 委託料

委託料は訪問支援費、交通費等、キャンセル料、検討会議等出席費、事務費・管理費とする。（消費税及び地方消費税を含む）

項 目	委 託 料
訪問支援費	1時間あたり 3,000円
交通費等	1回あたり 1,860円
キャンセル料	1回あたり 1,000円
検討会議等出席費	1回あたり 3,000円
事務費・管理費	1月あたり 2,500円

なお、利用者負担については、尾鷲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条に基づき、尾鷲市が利用者から徴収する。

6. 募集要件

事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解をもつ事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定すべてに該当しないこと
- (2) 尾鷲市暴力団排除条例（平成23年尾鷲市条例第2号）第2条第1項、第2項、第4項に該当しないこと
- (3) 尾鷲市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に滞納がないこと

と

- (4) 本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと
- (5) 次の①、②いずれかに該当する事業者
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている者
 - ② 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている者
- (6) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること

7. 応募について

(1) 募集スケジュール

- ① ホームページでの公募開始 令和8年3月9日（月）
- ② 応募書類提出受付 令和8年3月9日（月）～令和7年3月24日（火）
- ③ 審査結果通知予定 令和8年3月末
- ④ 委託契約予定日 令和8年4月1日（水）

(2) 提出方法

提出書類を福祉保健課子育て支援係まで持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること

(3) 提出期限

令和7年3月25日（水）必着

(4) 提出書類

次の書類を各1部ずつ提出すること

- ① 子育て世帯訪問支援事業実施事業者登録申請書（様式第1号）
- ② 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 事業者の概要（様式第3号）
- ④ 指定書の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者）
- ⑤ 定款又は登記事項証明書

8. 審査等

書類審査の上、結果を通知する。

子育て世帯訪問支援事業の実施事業者として、本市が適当であると判断した場合、委託契約締結のうえ、業務を実施する。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

10. その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする

11. 連絡先及び応募書類提出先

〒519-3618 尾鷲市栄町5-5 尾鷲市福祉保健センター2階
福祉保健課 子育て支援係
電話：0597-23-8202 FAX：0597-23-3875
E-mail kosodate@city.owase.lg.jp